

## 第2回ケースマネジャー養成研修

(バンコク：9/3-9/4、チェンライ：9/6-9/7)

プロジェクトは、昨年度より、ケースマネジャー養成研修を実施しています。

ケースマネジャーには、人身取引被害者保護のための各ステップを把握し、インテークから社会復帰まで一貫して管理することが求められており、被害者に適切な社会・医療・法的支援を行うため、MDTメンバー及びケースカンファレンスの調整が求められます。ケースマネジャーの養成は、プロジェクトが目指すMDTの機能強化に資するものであり、MDTが強化されることによって被害者の満足度の向上に繋がることが期待されます。

今回の研修は、第1回目の参加者を対象にもう一步進んだ内容にするため、研修に先駆けて、昨年度の参加者及び講師を対象にフォローアップ調査を行いました。その結果、第1回目では、ケースマネジメントの全体像は掴めたものの、各ステップで具体的にどういう対応をしたらいいのかわからないという意見が出ました。特に、法的支援を行う際に、どのタイミングで誰に協力を求め、どのような書類が必要なかがわからないというコメントがありました。従って、今回は、講師をたてずに、参加者主体で、実務に必要なステップを洗い出しチェックリスト（誰が、いつまでに、誰に、どのような作業をする）を研修中に作成していくという形態をとりました。

日程の都合や人事異動もあり、第1回目の参加者は約半数でしたが、人身取引対策部の職員、政府シェルターのソーシャルワーカー、NGOスタッフ、病院関係者等45名が参加しました。



グループワークの様子

研修でのグループワークでは、実際のケースを基に、通報を受けた際には、どういった情報を収集すべきなのか、どの機関と連絡・調整すべきなのかを紙にまとめました。また、救出後、一時シェルターで保護する場合、被害者に通知しなければならない権利項目のチェックリストを作成し、受入れから長期シェルターへの照会まで取るべき行動とタイムラインをフローチャート化しました。更に、長期シェルターでの受入れ後に作成する保護計画書にはどういった情報が盛り込まれ、どこと連携して進めるべきか、グループ内で意見交換を行いました。また、各ステップでは法律の知識も必要となるため、それらのセッションには、人身取引ケースに取り組む検察官と弁護士をコメンテーターとして招き、各グループの発表に対し、人身取引対策法や関連法に照らし合わせて、どの様な点に注意を向けるべきか指摘して頂きました。



講義中、愛知県で使っている多文化ソーシャルワーカーガイドブックを紹介する  
石河久美子教授

開会の辞を行いに来たチェンライ県知事と歓談する石河教授、百生チーフアドバイザー



研修には、日本福祉大学の石河久美子教授を短期専門家としてお招きし、「多文化ソーシャルワーク」について講義頂きました。日本も1990年以降、外国人が多く住むようになり、ソーシャルワーカーも日本人のクライアントだけではなく、外国人がクライアントとなるケースが増えることにより、ソーシャルワークに必要とされるス

キルも多様になりました。タイも2015年のASEAN経済共同体の実現によって、外国人被害者が今以上に増えることが予想されています。石河教授には、多文化ソーシャルワーカーが必要とするスキル、外国人を支援する際の留意点を話して頂きました。研修参加者には、ラオス人やミャンマー人をクライアントに持つソーシャルワーカーも半数以上いて、日本における多文化ソーシャルワーカーの仕事、多文化ソーシャルワーカー養成研修カリキュラムについて関心が寄せられました。

参加者から収集したアンケートを分析した結果、全員が研修を実用的と高く評価しており、特に、1)各ステップで作業すべきことが明確になった、2)参加者間で経験や意見を交換する機会が豊富にあり理解が促進された、3)法律の適用への理解が深まった、といった評価が寄せられました。来年度の研修に期待することとしては、以下の4点が挙げられました。

- 法律知識・適用スキルを継続的に強化したい。
- 警察といった他のMDTメンバーの参加も促し、経験共有や意見交換をしたい。
- 帰還や社会復帰のステップも含めてほしい。また、全ステップをカバーしたケースマネジメント成功例を紹介してほしい。
- ASEAN統合に向けて、国境を超えた連携のケースを紹介してほしい。



来年度の研修は、参加者から挙げた希望を盛り込み、特に、海外で人身取引の被害に遭ったタイ人帰還者の支援におけるケースマネジ

メントに焦点を当てて実施する予定です。

### なんとかしなきゃ！プロジェクト

#### 田中雅美氏へのプロジェクト活動紹介(9/11)

JICA「なんとかしなきゃ！プロジェクト」の著名人メンバー 田中雅美氏にプロジェクトを紹介しました。また、地方MDT強化活動でプロジェクトが協働しているバンコクYMCAパヤオセンター（YMCAパヤオセンター）を訪問しました。

プロジェクトとYMCAパヤオセンターは、準郡レベルのMDTを強化するため、各種研修を協働で実施しています（MDT通信73号参照）。また、6月から8月にかけて、同県ドッカムタイ郡に帰還したタイ人被害者の状況を調査しました。

訪問では、YMCAパヤオセンター代表よりパヤオにおける人身取引の概況が説明され、また調査の結果も共有されました。聞き取りを行った帰還者141人（男女比26:115）のうち、実に半数を超える74人が日本からの帰還者で、受入国では、売春行為もさせられ、パスポートを取り上げられるなど行動の自由が制限されていたこと、帰還後は大半が農業に就いているが失業者も多いこと、帰還後も債務問題に悩んでいる帰還者が多いことが発表されました。就業の職業訓練及び小さな商売を始められるための資金が社会復帰のためのニーズとして挙がりました。



その後、田中氏がインタビューする形で、日本から帰還したタイ人被害者からお話を聞きました。同被害者は、日本に騙されて連れて行かれ、10年以上売春を強いられた後、常連

客に助け出され、身を潜めて暮らしている間に買い物に出たところを警察から職務質問を受け、不法滞在であるとのことでタイに送還されました。故郷に戻った時、親や親戚が変わり過ぎて分からなかった、50 パーツがどのくらいの価値になっているのか分からなかったと、長年に亘り異国の地に閉じ込められていた苦しみを語りました。また、彼女は日本において人身取引被害者として認定されず、不法入国者として逮捕され、犯罪者として強制送還されたので、機内でも手錠をはめられ、大変恥ずかしい思いをしたと話をしてくれました。もし警察が彼女がどのような形態で日本に入国し、どのような状態にあったかちゃんと聴き取りが出来ていれば、犯罪者扱いを受けることがなかったかと思うと、我々プロジェクトスタッフも悔しいかぎりでした。

田中氏は、被害者の語りに熱心に耳を傾け、YMCA のスタッフや専門家とも積極的に意見交換を行い、「人身取引課題を日本の人たちにどのように伝えていけばよいのか」、とても真剣に考え視察に臨んで下さいました。



JICA タイ事務所米田所長、菊入所員、JICA 本部広報室五味職員、YMCA スタッフ、プロジェクト専門家一同、田中氏を囲んで

### ADB/IOM セミナーへの出席 (9/28)

大メコン圏 (GMS) の労働移住に関するセミナーに出席しました。GMS 内の労働移住人口は 350 万人と推定され、そのうちの 60% はタイに来ているとのこと。タイに来る移住労働者

の多くは、農業、漁業、建設労働や家事労働といった、3D (Dirty, Dangerous, Difficult) と呼ばれる仕事に就いています。低賃金ですが、自国に仕事が無いので、タイに移住してきます。

前号のMDT通信でも紹介しましたが、移住労働者の多くは正規の在留許可や就労許可を持たないために、常に警察による逮捕や労働搾取、労働災害のリスクを抱えながら生活しています。タイ政府は正規の許可の取得を奨励していますが、取得にはパスポートの所持、役所の登録等の手続きが必要で、お金と手間がかかります。3Dの仕事に就く移住労働者はもともと貧しいため、そのような手続きにお金と時間をかける余裕がありません。従って、身をひそめながら仕事をして、人によっては正規の許可取得に必要な費用より、警察に捕まった際に渡す賄賂の方が安い場合もあるので、後者を選ぶ労働者も後を絶たないそうです。しかし、これらの動きは、労働者のリスクを増やし、警察の汚職を増長するという悪循環を作り出します。

また、もう一つの問題として、労働許可のない労働者を雇用する会社等に対する罰則も弱いので、最低賃金を守らなかったり、劣悪な職場環境であったりしてもあまり咎められません。労働組合を組織したらどうかという話も出ていましたが、まだまだ時間がかかりそうです。

国境を越えて労働者が移住しやすくなると、経済成長が促進され、貧困が削減されるという理論がありますが、低賃金・低スキル労働者の労働移住の場合は、彼らの働きで経済成長が促進されたとしても、貧困が削減されるわけではなく、搾取の形態がどんどん悪化するだけなので、それらを防ぐ明確な政策が必要となります。